

<必ずお読みください>



令和 7 年度 保育園・認定こども園



入園のご案内



受付期間

①令和 6 年 10 月 10 日(木)～10 月 31 日(木)

※書類が全て揃ってからの受付となります。

※令和 7 年度中に産休明け・育児休業明けで途中入園を希望される方も必ずこの期間に申込みをしてください。申込み状況により入園の調整をする場合があります。(令和 6 年 10 月 31 日時点で母子健康手帳の交付を受けている出生予定のお子さんも入園申込みが可能です。)

②追加受付 令和 7 年 1 月 20 日(月)～1 月 31 日(金)

※①の受付期間後、受入人数に空きがある保育園・認定こども園等(年齢区分)でのみ受付します。
対象施設は市ホームページ及び令和 7 年 1 月 25 日号でお知らせします。

申請書類

【配布場所】 第 1 希望の保育園等 または 子ども課

※市外の保育園等の利用をご希望の方は事前に子ども課へご相談ください。

【受付場所】 第 1 希望の保育園等

※市外の保育園等を利用希望する場合は、子ども課

魚沼市教育委員会事務局 子ども課 保育園幼稚園係

〒946-8601 魚沼市小出島 910 番地(本庁舎 1 階)TEL 025-792-9201

■子ども・子育て支援新制度について

小学校就学前のお子さんの教育・保育を保障するための「給付制度」です。

お子さんの状況に応じた教育・保育に関する給付を受けるためには、お住まいの市町村より『**教育・保育給付認定**』を受ける必要があります。

公費負担（国・県・市）	利用者負担
-------------	-------

教育・保育に係る費用

■教育・保育給付認定とは

お子さんの年齢や保育を必要とする事由等により、市町村が3つの区分の認定を行います。

新制度の幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用するには、『**教育認定**』を、保育園や認定こども園(保育部分)、家庭的保育室(地域型保育事業)を利用するには、『**保育認定**』を受ける必要があります。認定されると、「教育・保育給付認定決定通知書」が交付されます。通知書には、教育・保育給付認定の区分、保育の必要量、認定期間などが記載されます。

《ご注意》 教育・保育給付認定は、保育の必要性の有無を判定するものであり、保育園等の入園を決定するものではありません。

■認定区分

年 齢 区 分	保育の 必要性	認 定 区 分		利 用 で き る 施 設			
				幼稚園	保育園	認定こども園	家庭的保育室
3歳～5歳	必要性 なし	教育認定	1号認定	○	×	○	×
	必要性 あり	保育認定	2号認定	×	○	○	×
3号認定 満3歳から、2号 認定に切り替わ ります。			×	○	○	○	
0歳～2歳							

- ◆幼稚園とは・・・小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
- ◆保育園とは・・・保護者が働いている場合や病気などのために家庭で保育することができない場合に、家庭の保護者に代わって保育する施設です。
- ◆認定こども園とは・・・幼稚園と保育園の機能をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。3歳から5歳までのお子さんは保護者の就労に関係なく利用が可能です。
- ◆家庭的保育室とは・・・家庭的な雰囲気のもとで、原則3歳未満児を対象とした少人数（定員5人以下）できめ細かな保育を行います。

※私立めぐみ幼稚園の利用を希望する場合は、直接めぐみ幼稚園にお申し込みください。

教育認定の申請についても幼稚園を通じて手続きを行います。

■保育を必要とする事由（2号認定・3号認定）と有効期間

保育認定を受けるには、保護者(父母)が次の①～⑩いずれかの事由に該当することが必要です。

保育を必要とする事由		認定の最長有効期間
①	月 48 時間以上の就労 (フルタイムのほか、パートタイム、夜間、居宅内労働など基本的にすべての就労を含む)	小学校就学前まで
②	妊娠・出産 (出産前後で保育ができない場合)	産前6週(多胎の場合は14週)を含む月初日から産後8週間を経過する日の翌日が属する月末まで
③	保護者の疾病・障害 (病気や心身に障害等があり、保育ができない場合)	療養の期間が終了する日が属する月の月末まで
④	親族等の介護・看護 (同居または長期入院している親族を常に介護・看護している場合)	介護・看護の期間が終了する日が属する月末まで
⑤	災害復旧 (火災、風水害、地震などの災害復旧にあたっている場合)	市長が認める期間
⑥	求職活動 (求職活動(起業準備も含む)を行っている場合)	3ヶ月後の月末まで
⑦	就学・職業訓練 (学校に在学または職業訓練を受けている場合)	卒業または修了の日が属する月の月末まで
⑧	虐待・DV (虐待やDVのおそれがあり保育が困難な場合)	市長が認める期間
⑨	育休中の継続利用 ※新規入園は該当しません。 (育休取得時に、すでに保育園等を利用して継続利用が必要な場合)	育休対象のお子さんの1歳の誕生日前日が属する月の月末まで
⑩	その他 (上記に類する状態として認められる場合)	市長が認める期間

※ 父、母が同じ事由の場合は、保育が困難となる時間が短い方の時間で認定します。

※ 保育認定を受けた事由に該当しなくなった場合は、その時点で認定の有効期間が終了します。
保育園等を利用できるのは認定の有効期間内となります。

※ 保育認定を受けた事由が変更したときは、再度、保育認定の申請手続きが必要です。

※ 保護者の就労状況等を確認するために、「現況届」の提出が必要です。(毎年2月頃を予定)

■保育の必要量（保育標準時間・保育短時間）

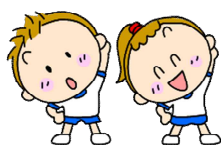
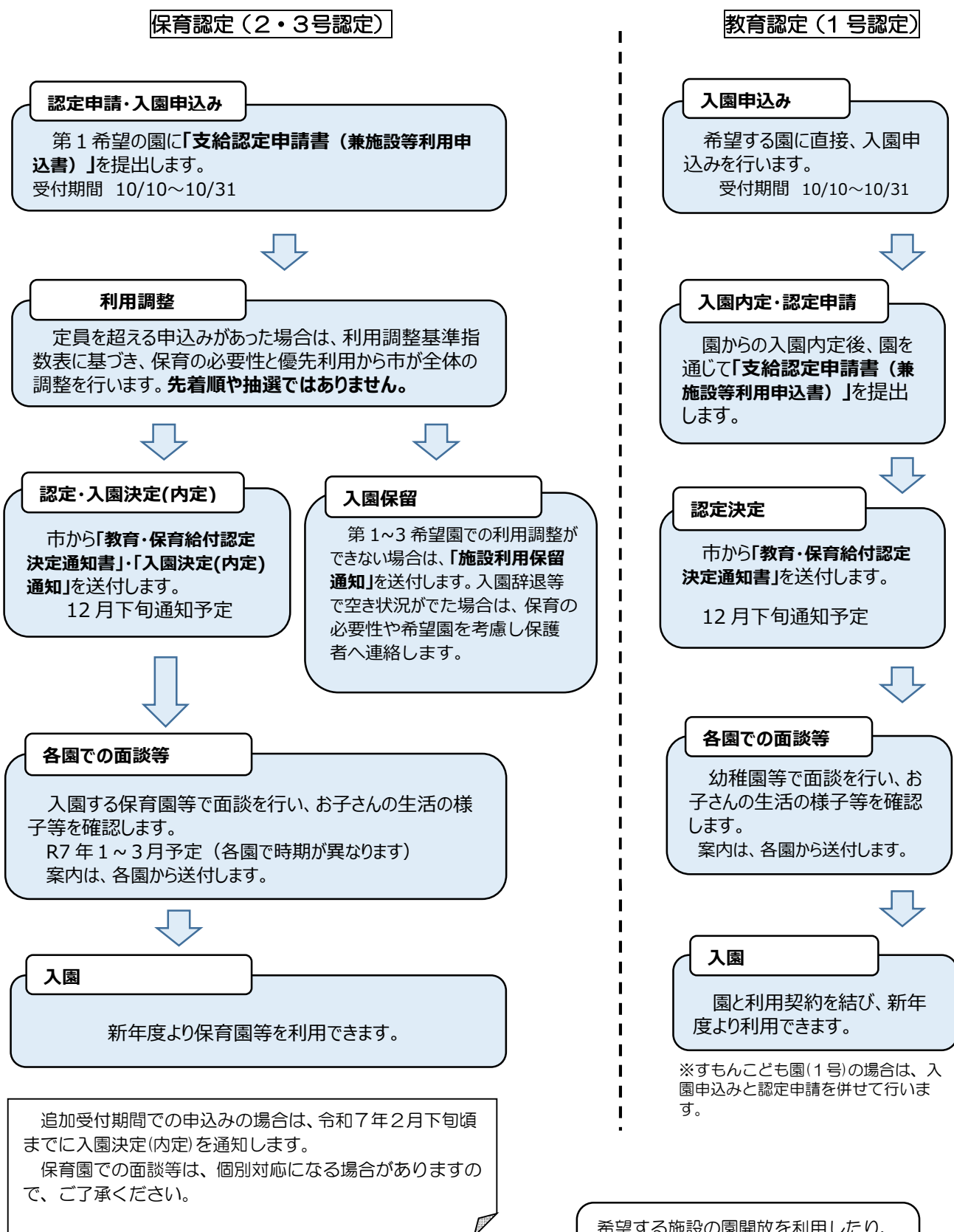
2号認定・3号認定を受ける方は、保育の必要量に応じて、「保育標準時間」または「保育短時間」に区分されます。認定区分により保育を利用できる時間や利用者負担額が異なりますのでご注意ください。

認定区分	保育時間※	保育を必要とする事由
保育標準時間	1日最長 11 時間まで	①父母ともに <u>月120時間以上の就労</u> ②妊娠・出産 ⑤災害復旧 ⑧虐待・DV
保育短時間	1日最長 8 時間まで	①父母ともに <u>月48時間以上でいずれかが月120時間未満の就労</u> ⑥求職活動等 ⑨育休中の継続利用

※ シフト制の勤務や通勤時間など保護者の状況により個別に判断する場合があります。

※ 保育標準時間認定の場合は、保護者の希望により「保育短時間」を選択できます。

■教育・保育給付認定申請、入園申込みから入園までの流れ



希望する施設の園開放を利用したり、見学をして、雰囲気や保育方針などを確認しておくことをおすすめします。

■教育・保育給付認定申請、入園申込みに必要な書類

教育・保育給付認定申請および入園申込みにあたっては、以下の①～④の書類が必要となります。

① 支給認定申請書（兼施設利用申込書） 全員提出

- ・お子さん1人につき、1枚ずつ記入してください。
- ・保育利用を希望する場合は、第1希望から第3希望まで必ず記入してください。

② 保育を必要とする理由が分かる書類 2号認定・3号認定の方のみ提出

- ・父母それぞれで該当する事由の書類が必要です。同時入園のきょうだいがいる場合は、原本を一番上のお子さんに添付し、その他のお子さんにはコピーを添付してください。

保育を必要とする理由			提出が必要な書類
①	就 労	会社員内職等 自営業・農業等	・ 就労証明書（父母用①）※勤務先から証明を受けてください。
②	妊娠・出産		・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日がわかるページ
③	疾病・障害	疾 病・負 傷	・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 診断書等の写し
④	介護・看護	障害のある方	・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 障害者手帳等の写し
⑥	求 職 活 動 他	就 労 内 定 者	・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 内定通知の写し（就労証明書（父母用①）でも可）
		求 職 活 動 中	・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 求職活動申立書（父母用③）
		起 業 準 備 中	・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 事業計画書
⑦	就学・職業訓練		・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 在学証明書（または学生証等の写し）
⑨	育休中の継続利用（※転園のみ）		・ 就労証明書（※育休期間を必ず記入してもらってください。）
⑤ ⑧ ⑩	災害復旧 虐待やDVの恐れ その他		・ 保育を必要とする事由の申立書（父母用②） ・ 保育を必要とする状況がわかる書類（※子ども課へご相談ください。）

③ 保育園等利用調整基準指数表 2号認定・3号認定の方のみ提出

- ・お子さん1人につき、1枚ずつ記入してください。

④ 該当する場合のみ提出が必要な書類

区 分	提出が必要な書類
出生予定で入園申込みする場合	・ 母子健康手帳の写し ※表紙と出産予定日がわかるページ
在宅障害児（者）のいる世帯	・ 障害者手帳等の写し
転入予定で入園申込みする場合	・ 令和6年度市民税課税証明書
令和5年中に海外赴任等で国外に居住していた場合	・ 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの国内および国外での所得が分かる書類



市ホームページでページID検索
「2682」または「2679」

～電子入力用就労証明書様式を市ホームページに掲載しています。ご活用ください。～

■教育・保育給付認定申請・入園申込み時の注意事項について

◆児童の健康状態等について◆

支給認定申請書（兼施設利用申込書）⑥「児童の状況」欄に該当項目がある場合は、詳細な記入をお願いします。入園前の面談時等で確認させていただきます。

・児童にアレルギーがある場合

「どのようなアレルギーがあるか」、「どういった対応が必要か」など

・児童に発達・発育に心配がある場合や障害のある場合

「どのようなことに心配があるか」、「どういった配慮が必要か」、「主治医からの意見等」など

保育園や認定こども園では、アレルギーの原因となる食材料を取り除いた除去食の対応や園での生活に配慮が必要な場合の対応を行っています。お子さんが安心して園での生活を送っていただくために、詳細な記入のご協力をお願いします。



◆育児休業明けに伴う申込みの場合◆

入園申込み時に提出する「就労証明書」の勤務先に復職することを前提としています。また、復職後は、復職日を記載した「就労証明書」の提出が必要です。やむを得ず、復職予定の勤務先を退職（転職を含む）する場合は、保育の必要性和優先利用に変更が生じるため、必ずご連絡ください。

■令和7年度クラス年齢早見表

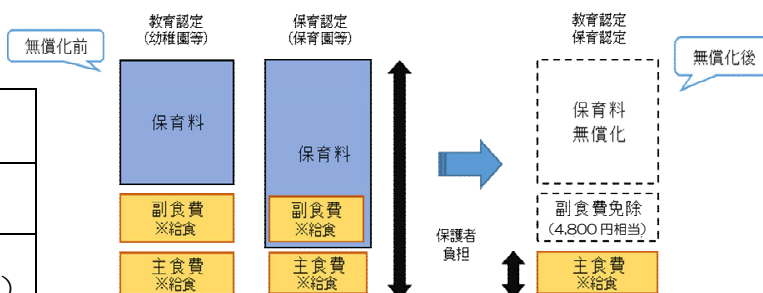
クラス年齢	対象生年月日
0歳児	令和6年(2024年)4月2日 ～
1歳児	令和5年(2023年)4月2日 ～ 令和6年(2024年)4月1日
2歳児	令和4年(2022年)4月2日 ～ 令和5年(2023年)4月1日
3歳児	令和3年(2021年)4月2日 ～ 令和4年(2022年)4月1日
4歳児	令和2年(2020年)4月2日 ～ 令和3年(2021年)4月1日
5歳児	平成31年(2019年)4月2日 ～ 平成2年(2020年)4月1日

※年度の途中でクラス年齢が変わることはありません。

■利用者負担額（保育料）等について

【3～5歳児クラス】

利用者負担額 (保育料)	無償 (0円)
副食費 (おかず・おやつ代)	免除 (0円) 市独自
主食費	実費負担 (園に直接お支払い)



副食費の免除について

幼児教育・保育無償化実施前は、利用者負担額の一部または実費として保護者が負担していましたが、無償化後は、実費負担に統一されています。国の制度では、年収 360 万円未満相当世帯の子どもと第 3 子以降の子どもについて負担を免除しますが、**魚沼市では独自軽減策として、3～5 歳児クラスのすべての子どもの負担(月額 4,800 円相当)を免除**しています。

【0～2歳児クラス】

保護者の前年度および当年度の**市民税額等**によって決定します。(8 ページの「利用者負担額月額表」を参照) また、魚沼市独自軽減策として、第 2 子以降は無償としています。

◇4月分から8月分・・・令和6年度市民税額等（令和5年中の収入等で算定）

◇9月分から翌年3月分・・・令和7年度市民税額等（令和6年中の収入等で算定）

◆利用者負担額は、令和7年3月31日（年度初日の前日）の年齢で決定します。

保育認定で、年度途中に満3歳に達し2号認定に切り替わった場合や3歳になってから途中入園した場合は、その年度内は3号認定の額となります。

◆利用者負担額（保育料）の算定に、次の区分に該当する世帯は提出が必要な書類があります。

区 分	提出が必要な書類
②令和5年中またはそれ以降に国外に在住（海外赴任等）していた場合	☐ 令和5年1月1日から令和5年12月31日まで ☐ 令和6年1月1日から令和6年12月31日まで の国内および国外での所得が分かる書類
③同一世帯に障害者（児）がいる場合	☐ 障害者手帳等の写し

※海外赴任等の場合、国内外での所得の合計額より市民税相当額を算出し、保育料を算定します。
(任意の書式にて勤務先に発行の依頼をしてください。日本語訳を添付してください。)

■保育料の納付について

◇納 期 限：各月25日（土日祝日の場合は、その翌日）です。

◇納入方法：**便利な口座振替をお勧めします。**

口座振替

- ・口座振替を利用する場合は、金融機関で直接手続きしてください。おおむね25日頃までに口座振替の手続きをした場合、その翌月から口座振替の対象になります。
- ・各納期限日に口座から引き落としになります。納期限日に口座振替ができなかった場合は、翌月の15日（土日祝日の場合は、その翌日）に再振替します。

納付書払い

- ・口座振替を利用しない場合は、各月中旬にお届けする「納付書」での支払いとなります。魚沼市の指定金融機関、コンビニエンスストアやスマートフォン決済（納付書に記載）で納付することができます。

◆保育料を滞納すると・・・

納期限を一定期間過ぎても未納の場合、督促状が発表されます。その後、督促状に記載されている指定納期限を経過しても納入がない場合は、滞納処分を受けることになります。なお、納期限後に納付される場合、延滞金がかかる場合がありますのでご注意ください。

■魚沼市利用者負担額月額表 ※国の制度改正等により変更になる場合があります。

(単位：円)

きょうだい順	年度初日(4月1日)の前日の年齢		3歳未満（3号認定）							
			国基準		魚沼市保育料(主食・副食含む)					
	各月初日の入園児童の属する世帯の階層区分		階層	標準時間 (短時間)	階層	標準時間 (短時間)				
1人目	市町村民税課税世帯	所得割課税額	生活保護世帯等		第1	0 (0)	第1	0 (0)		
			非課税世帯		第2	0 (0)	第2	0 (0)		
			均等割のみ課税 24,300円未満		第3	19,500 (19,300)	第3-1	10,800 (10,600)		
							第3-2	12,800 (12,600)		
							第3-3	14,800 (14,600)		
			24,300円以上～48,600円未満		第4	30,000 (29,600)	第4-1	19,300 (19,000)		
							第4-2	22,100 (21,800)		
							第4-3	24,900 (24,500)		
			48,600円以上～64,700円未満		第5	44,500 (43,900)	第5-1	27,800 (27,400)		
							第5-2	32,700 (32,200)		
							第5-3	37,200 (36,600)		
			64,700円以上～80,800円未満		第6	61,000 (60,100)	第6-1	41,800 (41,100)		
							第6-2	48,000 (47,200)		
							80,800円以上～97,000円未満		第7	80,000 (78,800)
			97,000円以上～121,000円未満		第8	104,000 (102,400)				
	121,000円以上～145,000円未満									
							145,000円以上～169,000円未満		第8	104,000 (102,400)
169,000円以上～235,000円未満			第8	104,000 (102,400)	第8	49,200 (48,400)				
		235,000円以上～301,000円未満			第8	104,000 (102,400)				
							301,000円以上～397,000円未満		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上				第8						
		397,000円以上			第8	104,000 (102,400)				
							397,000円以上		第8	104,000 (102,400)
397,000円以上										

- きょうだい順は、教育・保育給付認定保護者と生計を一にする子どものうち、最年長の子どもから順に数えます。
- 月額表の年齢区分は、年度初日の前日の年齢で判定します。例えば、お子さんが年度の途中で満3歳になり認定区分が3号から2号に変わった場合や年度途中の入園であっても、その年度内は3号認定の保育料となります。
- 保育料決定に用いる課税額は、原則として児童の父母の合計額としますが、父母に一定の収入がない場合には、同居している家計の主宰者(祖父母)の課税額により決定する場合があります。
- 市町村民税の課税年度の前年12月31日現在において16歳未満の扶養親族がいる場合、その扶養親族の数×22,800円を当該市町村民税の所得割額から控除した額により保育料の階層を決定します。(年少扶養として申告している方の所得割額から控除します。)
- 4月から8月までは前年度の市町村民税額に基づく保育料、9月から翌年3月までは当年度の市町村民税額に基づく保育料となります。なお、保育料の算定においては、市民税の配当控除、住宅借入金等特別税額控除等の税額控除を適用しません。
- 保育料とは別に、教材費などの実費負担が必要となります。
- 月途中で入園または退園した場合の保育料は、以下のとおりです。
 - 月途中の入園＝月額×その月の月途中入園日からの開園日数÷25日
 - 月途中の退園＝月額×その月の月途中退園日までの開園日数÷25日
- 次の表に該当する場合は、保育料を軽減します。

保育料の軽減策(3号認定)			
ひとり親世帯、 住宅障害児(者)のいる世帯等	市町村民税の所得割課税額が、77,101円未満の世帯	第3階層	1,000円減額の上、1/2に軽減
		第4-1階層	9,000円
		第4-2階層の一部	

※3歳以上(1・2号認定)の保育料は、無償です。副食費負担についても市独自の軽減策により免除します。

3歳以上(1号、2号認定)	
利用者負担額(保育料)	無償(0円)
副食費(おかず・おやつ代)	免除(0円)

・主食費は、実費負担です。

■保育園等の利用に際しての注意事項

- ・新規入園のお子さんは、短い時間から徐々に通常の保育時間にしてい「ならし保育」が必要となります。（入園前に「ならし保育」が必要な場合は一時預かり利用となりますので、園にご相談ください。）

園やお子さんの年齢等により異なりますが、3日～1週間程度です。

「ならし保育」期間は早めのお迎えが必要となりますので、事前に園と相談してください。

- ・教育・保育給付認定の変更は、申請された月の翌月から変更となります。申込み後（入園後を含む）に申請内容等に変更が生じた場合は、必ず子ども課へ届け出てください。届出がない場合や必要な書類の提出がない場合は、教育・保育給付認定を取り消し、退園していただく場合がありますのでご注意ください。

※虚偽の申請があった場合は認定を取り消されます。また、条例により過料が科される場合があります。

- ・「すもんこども園」に3号認定で入園された場合、満3歳に達した際の認定区分の切り替えは2号認定となります。その年度において1号認定の選択は出来ません。翌年度に1号認定を希望される場合は、現況届（毎年2月頃）にて認定区分の変更を届け出てください。

■市内幼稚園・保育園等一覧

施 設		所 在 地 (電話番号)	定員	受入れ 年 齢	延 長 保 育 を 含 む 開 園 時 間			通園 バス
					平 日	土 曜	日曜・休日	
公 立	堀之内 なかよし保育園	堀之内 3910-1 (794-6161)	250 名	6 ヲ月～	7：00～19：00	7：00～19：00	休 園	○
	佐梨保育園	佐梨 777-4 (792-0634)	75 名	6 ヲ月～		7：00～19：00 (佐梨保育園で実施)		—
	伊米ヶ崎保育園	虫野 1897-8 (792-1095)	80 名	6 ヲ月～		○		
	つくし保育園	七日市 275-1 (792-1191)	150 名	6 ヲ月～		7：00～19：00		○
	ふたば西保育園	山口 20-1 (799-2227)	160 名	6 ヲ月～		7：00～19：00 (2園で週交代)		○
	ふたば東保育園	今泉 1995-1 (799-2058)	160 名	6 ヲ月～		○		
	すもんこども園 (認定こども園)	須原 4546-1 (797-2002)	85 名	6 ヲ月～		7：00～19：00		○
私 立	めぐみ幼稚園	井口新田 360 (792-6768)	45 名	満 3 歳～	7：15～18：45	休 園	休 園	—
	小出保育園	小出島 598 (792-3434)	180 名	2 ヲ月～	7：00～22：00	7：00～22：00	7：00 ～ 22：00	○
	清心保育園	四日町 277-1 (792-5144)	60 名	2 ヲ月～	7：00～19：30	7：00～19：00	休 園	—
	第二たんぼ保育園	中原 296-1 (793-7320)	80 名	2 ヲ月～	7：00～19：00	7：00～19：00	7：00 ～19：00	—
地域 型	入広瀬保育室	穴沢 246-1 (子ども課：792-9201)	5 名	6 ヲ月～ 3 歳未満	8：30～16：30	休 園	休 園	—

※定員は、令和6年4月現在です。今後変更となる場合があります。



◆通園バスについて◆

通園バスの利用は、3歳児以上で1人で座席に座れることが要件です。通園バス運行ルートは各園にご確認ください。

■よくあるご質問

【申込みに関すること】

Q： 現在、求職活動中です。入園申込みはできますか。

A： 今回の申込では4月入園希望の場合に入園申込みが可能です。

求職活動を理由として年度途中からの入園を希望する場合は、4月以降にご相談ください。

なお、求職活動での保育認定の有効期間は3ヶ月間です。保育園等の利用開始後、認定期間内に就労等他の事由に変更がない場合は、保育の必要性がないと判断される場合があります。

Q： 現在、就労していませんが、会社から内定をもらっています。入園申込みはできますか。

A： 入園申込みは可能です。

申込時点で内定中でも、月48時間以上の就労を開始する場合は、申込みが可能です。就労証明書に採用予定で証明を受け、提出してください。

保育園等の利用開始後、就労を始めた際は就労証明書を提出し、「教育・保育給付認定」の変更手続きを行ってください。

Q： 現在2か所で就労中です。どちらの就労証明書も必要ですか。

A： 2か所の勤務先の就労証明書を提出してください。

複数の勤務先で就労している場合は、合計した就労時間を1か月の時間として保育必要量を決定します。

Q： 現在、魚沼市に住んでいませんが、入園申込みはできますか。

A： 入園申込みは可能です。

申込時点で魚沼市外にお住まいの場合も入園申込みができますが、令和7年4月1日時点で魚沼市に居住（住民登録）していることが要件です。申請書の余白等に転入予定住所、転入予定日（〇月下旬頃など）を記載して提出してください。

Q： 現在、妊娠中です。出生予定の子どもの入園申込みはできますか。

A： 令和6年10月31日時点で母子健康手帳の交付を受けている場合に、入園申込みが可能です。

出生予定児童の令和7年4月1日時点での月齢が、入園希望園の受入月齢に達していることが出生予定日で確認できる場合に申込み可能です。また、産休・育休明けで年度途中の入園を希望する場合も申込みができます。

ただし、申込状況により入園の調整をする場合があることや予定日より出産が遅くなり、受入月齢に達しないときは、入園できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

《申込時注意点》

- ・申請書のお子さんの氏名欄は、空欄にして、生年月日欄は出生予定日を記載してください。
- ・母子健康手帳の表紙と出生予定日が分かるページの写しを提出してください。

【保育料に関すること】

Q： 公立園と私立園で保育料は違いますか。

A： 保育料に違いはありません。

保育料は、お子さんの年齢や保護者の市民税額等により決定します。詳しくは、7、8ページをご確認ください。

※教材代や延長保育料等の実費徴収については、各園により異なります。

Q： 保育園等を欠席した場合、保育料は日割り計算されますか。

A： 日割り計算されません。

保育料は、欠席日数や理由を問わず、日割り計算をしませんので、あらかじめご了承ください。月途中で入園または退園した場合のみ日割り計算を行います。

■記入例（支給認定申請書 兼 施設等利用申込書）

記入例を参考に支給認定申請書を記入してください。

【表面】

別記様式

受付印

新規入園か、転園希望か
☒チェックしてください。

令和7年度入園用
(☒新規入園 ☐転園希望)

施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書(兼 施設等利用申込書)

令和6年10月10日

保護者氏名 **魚沼 太郎**

魚沼市教育委員会 様

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を申請します。(施設等の利用につき申し込

保護者(申請者)を記入してください。押印不要です

※個人番号は子ども課で確認します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	氏名および個人番号	生年月日	性別
	うおぬま たいち 魚沼 太一	令和3年7月7日生 (R7.4.1現在の年齢: 3歳)	☒ 男・女
	* * * * *		

保護者	魚沼市 小出島 〇〇〇 - △△
住所・連絡先	電話番号: 025 - 792 - XXXX ☒ 自宅 ☐ 父携帯・母携帯

アパートの号室まで記入してください。

日中連絡の取れる電話番号を記入してください。

保育の希望	有 ☒ 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園と併願の場合を含む)
有 無	無 ☐ 幼稚園等の利用を希望する場合(保育園との併願の場合を除く)
支給認定証の交付希望	支給認定を受けると「支給認定決定通知書」を交付します。別途、支給認定証が必要な場合は、(支給認定証、支給認定決定通知書の記載内容は同じです。) ☐ 支給認定証の交付を希望す

支給認定証の交付が必要な場合のみ☒してください。交付を受けた場合、認定内容の変更や退園時に返却が必要です。

① 同居の世帯員

※個人番号は子ども課で確認します。

区分	氏名および個人番号	続柄	生年月日	性別	職業(勤務先)又は学校名等
申請児童以外の世帯員	うおぬま たらう 魚沼 太郎	父	☒ 昭・平 62・6・25	男	(株)ホリノウチ タイに海外赴任中
	うおぬま はなこ 魚沼 花子	母	昭・平 2・3・18	女	(株)いのくち
	うおぬま あかね 魚沼 あかね	姉	H 28・9・5	男・女 ☒	小出小3年
	うおぬま いちろう 魚沼 一郎	祖父	S 34・11・22	男・女 ☒	こいで土木
	うおぬま かよ 魚沼 佳代	祖母	S 37・1・8	男・女 ☒	ゆのたに商店
	* * * * *				

単身赴任等により魚沼市に住民登録がない場合は、赴任先を記入してください。

令和7年4月現在の学年を記入してください。

欄が足りない場合は余白に記入してください。

産休・育休明けに伴う年度途中入園の場合は、慣らし保育ため復職前10日前後を最長として入園希望できます。
(例) 復職日〇月10日 → 〇月1日入園希望

特に希望期間がなければ「小学校就学前」に☒チェックしてください。

② 利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和7年4月1日から ☒ 小学校就学前 年 月 日まで
利用を希望する施設名(事業者名)	第1希望 つくし保育園 (希望理由) 母の職場に近い
	第2希望 小出保育園 (希望理由) 自宅に近い
	佐梨保育園 (希望理由) 自宅に近い

★施設の利用定員を上回る申込みがあった場合は利用調整を行います。
保育の必要度の高い順に受け入れますので、第1希望～第3希望まで必ずご記入ください。

【裏面】

③ 世帯の状況

別居だけでは「ひとり親家庭」に該当しません。 世帯の状況	下記のいずれかに ☒ 該当する（該当する項目にチェック） ☐ 該当しない	
	ひとり親家庭	☐ 離婚 ☐ 調停中 ☐ 死別 ☐ 未婚 ☐ その他（ ）
	在宅障害児(者)のいる世帯（申請児童を含む）	障害者氏名（ 魚沼 一郎 ） 申請児童との続柄（ 祖父 ） ☒ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳 ☐ 障害年金を受給 ☐ 特別児童扶養手当を受給 ※チェックした手帳、証書の写しを添付してください。
	生活保護	開始日 年 月 日
	里親委託制度	☐ 利用中 ☐ 利用予定（ 年 月 日 ）

障害者手帳等の写しを提出してください。

④ 保育の利用を必要とする理由等 ※保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

保育の利用を必要とする事由等	続柄	必要とする事由
	父	☒ 就労 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVの恐れ ☐ 育休中で保育利用中 ☐ その他（ ）
	母	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 介護・看護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ 虐待やDVの恐れ ☐ 育休中で保育利用中 ☐ その他（ ）
希望する利用時間	利用希望時間	利用希望曜日
	8 時 30 分から 17 時 30 分まで	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土・（日※） ※休日保育は小田保育園、たぐ
希望する保育必要量 ※保護者の就労状況等により認定します。	☒ 保育標準時間（1日11時間まで）を希望 ☐ 保育短時間（1日8時間まで）を希望	

希望する保育必要量に ☒ チェックしてください。
 ※保護者の就労状況等により認定します。
 ※就労証明書等の添付書類と希望内容が違う場合は、申請書の希望を優先します。

⑤ 個人情報等の提供に当たっての署名欄 ※署名を忘れずをお願いします。

○施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報（同一世帯情報）を閲覧し、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育して提示することに同意します。
 ○支給認定申請において個人番号（マイナンバー）を担当課が確認することに同意します。
 ○児童の健康状況等について関係機関（魚沼市教育委員会事務局子ども課）へ照会することに同意します。

保護者氏名 **魚沼 太郎**

⑥ 児童の状況 ※該当する項目にチェックし、内容等を記入してください

1 健康状態について	
・病気、事故の後遺症、障害の有無	☒ 無 ☐ 有
内容（ ）	
・療育教室等の利用の有無	☐ 無 ☒ 有（内容 つくしプレイ教室 ）
・アレルギーの有無	☐ 無 ☒ 有（内容 卵・牛乳（服薬有） ）
2 その他(保育に注意や配慮してほしいことなどをご記入してください。)	

ここより下欄は、記入不要です。

保育において、配慮が必要なことなどを、詳しく記入してください。

市記入欄 以下は記入しないでください

認定の可否		認定者番号	認定区分等
可・否	(否とする理由)		☐ 1号 ☐ 2号 ☐ 3号 (☐ 標準 ☐ 短)
年 月 日 認定			
支給(入園)の可否		入所施設名	支給(利用)期間
可・否	(否とする理由)		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日

【魚沼市：保育園等利用調整基準指数表】

利用調整基準指数表（A 4 両面）記入

※申込み児童 1 人につき 1 枚提出してください。

に○をつけてください。

ふりがな	うおぬま たいち	生年月日	令和 2 年 7 月	
児童氏名	魚沼 太一			
■ 基準指数：父、母の状況について、それぞれ当てはまる項目の指数を1つ選んで○をつけてください。				
1 家庭外労働	保護者の状況	7時間以上 6時間以上 5時間以上 4時間以上 3時間以上	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	週5日以上の就労 または 月20日以上の就労	1日の就労時間	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
週4日の就労 または 月16日以上の就労	1日の就労時間	父	母	
		9	9	
		8	8	
		7	7	
		6	6	
		5	5	
週3日の就労 または 月12日以上の就労	1日の就労時間	父	母	
		8	8	
		7	7	
		6	6	
		5	5	
		4	4	
2 家庭内労働	週4日の就労 または 月16日以上の就労	1日の就労時間	父	母
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
			5	5
	週3日の就労 または 月12日以上の就労	1日の就労時間	父	母
			8	8
			7	7
			6	6
			5	5
			4	4
3 妊娠・出産	月48時間以上就労しているが1日の就労時間が上記に満たない	1日の就労時間	父	母
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
			5	5
	妊娠中であるか、出産後間がない 育児休業中	1か月以上の入院または常時寝たきりの状態	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
4 親の不在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等）※不在の方に○	身体障害者（要介護1以上）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	身体障害者（要介護2以上）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
5 親族の介護・看護	常時付き添いが必要なもの（要介護3以上）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	常時ではないが保育が困難なもの（要介護3以上）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
6 災害	災害復旧のため保育ができない場合	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	親の不在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等）※不在の方に○	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
7 親の不在（死亡、離婚、行方不明、拘禁等）※不在の方に○	求職活動等	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	求職活動	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
8 その他	就業（大学、専門学校、職業訓練校への入学）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6
	就業（大学、専門学校、職業訓練校への入学）	10	父	母
			10	10
			9	9
			8	8
			7	7
			6	6

父母それぞれで1つずつ○をつけてください。複数はつけられません。

※現在、育児休業中で復職後に保育施設の利用を希望する場合は、就労での申込みとなります。復職後の就労時間を選択してください。

※○をつけた基準指数と調整指数のそれぞれの合計点数を記入してください。

※ひとり親世帯の方は、事由7：親の不在欄で不在の方に○をつけてください。

※就労が決まった方や内定している方は、事由8：その他の※欄に事由1：家庭外労働の状況に当てはまる就労時間の指数を記入して○をつけてください。

項目	調整指数
ひとり親世帯	5
生活保護世帯	5
障害者（児）等がいる世帯	5
申込児童（療育手帳等の手帳の交付または療育相談を受けている）	3
申込児童以外 ※基準指数の事由4・5に該当の場合は適用しない	3
保護者（生計中心者）の失業により就労の必要性が高い場合	5
産休明け・育休明け（家庭外労働者のみ）	5
同居の祖父母が65歳未満で当該児童を保育できる状態にあること	△3
同居の祖父母が65歳以上で当該児童を保育できる状態にあること	△1
兄弟姉妹が同一の施設にすでに入園している場合（求職活動中である兄弟姉妹が未満児クラスの場合は調整指数2）	5 または 2
兄弟姉妹と同時申請で、同一施設の利用を希望する場合	2
申込児童以外の就学前子どもを保育園・幼稚園等に預けている	△1
小規模保育事業など地域型保育事業の卒園児	5
申込児童の転園	5
専門機関から集	3
上記の理由のほか	10

※調整指数は、該当する項目すべてに○をつけてください。

基準指数 20 点
調整指数 5 点
合計 25 点

※保育
※利用調整では、基準指数と調整指数の合計により、保育の必要性を客観的に審査します。
※基準指数と調整指数の合計が同点となった場合は、優先順位を判定します。
※基準指数と調整指数の合計が同点となった場合の優先順位

順位	優先項目
1	基準指数の合計が高い場合
2	世帯の合計所得がより低い世帯
3	養育する小学生

※児童の祖父母について、保育が出来ない理由に○をつけてください。

続柄	年齢	状況
父方	祖父	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在
		1. 就労 2. 疾病 3. 障害 4. 介護 5. その他（ ）
	祖母	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在
		1. 就労 2. 疾病 3. 障害 4. 介護 5. その他（ ）
母方	祖父	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在
		1. 就労 2. 疾病 3. 障害 4. 介護 5. その他（ ）
	祖母	1. 同居 2. 別居（市内・市外） 3. 不在
		1. 就労 2. 疾病 3. 障害 4. 介護 5. その他（ ）

※利用調整で希望する保育施設に入園できなかった場合、その後の対応について、当てはまる番号すべてに○をつけてください。

希望する施設に入園できなかった場合
1 入園の申し込みを取り下げる。
2 第1希望～第3希望の施設が空くまで待つ。
3 希望する施設以外でも入園できる施設があれば入園したい。
4 既にきょうだいが入園している。または、同時申請のきょうだいがいる場合、別々の施設でも入園を希望する。
5 1人でも先に入園させたい。 → その後は、1. 同じ施設、2. 別の施設、3. 希望する施設、4. 希望する施設以外でも入園できる施設があれば入園したい。

【優先児童： 魚沼 太一 】